

令和8年5月 月例報告会 報告事項一覧

令和8年5月20日

所管課	報告事項	
総務課	屋外特定喫煙場所の設置について	・・・ 1
総務課	気象庁が発表する新しい防災気象情報の運用開始について	・・・ 3
総務課	旧カウベル利用者との意見交換会開催について	・・・ 口頭
企画政策課	地域おこし協力隊（空き家利活用推進）の募集について	・・・ 5
農林水産課	（株）林養魚場グループが第12回「ジャパン・レジリエンス・アワード（強靱化大賞）」グランプリ受賞報告	・・・ 6
商工観光課	船上山さくら祭りの報告について	・・・ 7
商工観光課	不動産（土地）の取得について	・・・ 8
商工観光課	一向平キャンプ場指定管理事業者の指定の取り消しについて	・・・ 9
商工観光課	道の駅ポート赤碕 旧ローソンポプラ跡地への出店について	・・・ 10
上下水道課	水道事業等評価委員会での審議内容について（経過報告）	・・・ 11
教育総務課	小中学校一斉公開について	・・・ 17
社会教育課	東伯総合公園サッカー場の使用料について	・・・ 18
社会教育課	ことうら中高生サークル活動について	・・・ 20

琴浦町役場本庁舎特定屋外喫煙場所設置及び管理規程（案）

（目的）

第1条 この規程は、健康増進法(平成14年法律第103号。以下「法」という。)第25条の規定に基づき、琴浦町役場本庁舎(以下「本庁舎」という。)における受動喫煙(法第28条第3号に規定する受動喫煙をいう。以下同じ。)を防止するため、本庁舎敷地内に設置する特定屋外喫煙場所の設置、構造及び管理に関し必要な事項を定め、もって来庁者及び職員 の健康の保護を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 喫煙 たばこ(加熱式たばこ及び電子たばこを含む。)を吸うことをいう。
- (2) 特定屋外喫煙場所 法第28条第13項の規定に基づき、受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた屋外の場所であって、喫煙をすることができる場所として指定されたものをいう。
- (3) 施設管理者 本庁舎の管理を行う総務課長をいう。

（設置場所）

第3条 特定屋外喫煙場所は、本庁舎敷地内において、施設を利用する者が通常立ち入らない場所とし、次のとおりとする。

所在地	位置
琴浦町大字徳万 591 番地 2	駐車場棟西側、町道光好丸尾線東側

（構造及び設備の基準）

第4条 特定屋外喫煙場所は、次に掲げる基準を満たす構造及び設備としなければならない。

- (1) 喫煙場所と非喫煙場所とがパーテーション等により明確に区画されていること。
- (2) 高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)の趣旨を踏まえ、車椅子使用者等が円滑に利用できる幅員及び構造を確保すること
- (3) 喫煙をすることができる場所である旨を記載した標識が、見やすい箇所に掲示されていること。
- (4) 20歳未満の者の立入りが禁止されている旨を記載した標識が掲示されていること。
- (5) 吸い殻入れが適切に配置されていること。

（利用対象者及び利用時間）

第5条 特定屋外喫煙場所を利用できる者は、来庁者及び職員とする。ただし、20歳未満の者は、喫煙を目的としない場合であっても、特定屋外喫煙場所に立ち入ってはならない。

2 特定屋外喫煙場所の利用時間は、原則として本庁舎の開庁日の午前8時00分から午後6時00分までとする。ただし、施設管理者が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(利用者の遵守事項)

第6条 特定屋外喫煙場所を利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 指定された区画外で喫煙を行わないこと。
- (2) 吸い殻は確実に消火し、備え付けの吸い殻入れに廃棄すること。
- (3) 吸い殻を散乱させ、又は持ち込まないこと。
- (4) 大声での会話等、他の者の迷惑となる行為をしないこと。
- (5) 著しく混雑している場合は、利用を控えるなど密集を避けること。

(施設管理者の責務)

第7条 施設管理者は、特定屋外喫煙場所について、次に掲げる管理を行わなければならない。

- (1) 標識等の掲示物が適切に維持されていることを確認すること。
- (2) 定期的に吸い殻の回収及び周辺の清掃を行うこと。
- (3) 周辺にたばこの煙が流出していないか、及び第3条に規定する設置場所の条件が維持されているかについて、定期的に点検すること。

(指導等)

第8条 施設管理者は、この規程に違反した者又は違反するおそれのある者に対し、特定屋外喫煙場所の利用の中止、退去その他必要な指示をすることができる。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、特定屋外喫煙場所の設置及び管理に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規程は、令和8年〇月〇日から施行する。

気象庁が発表する新しい防災気象情報の運用開始について

総務課

1 趣旨

令和8年5月29日から運用開始される新しい気象情報について変更点等を報告するもの。

2 経過

気象庁より、5月29日(金)から、新たな防災気象情報の運用を開始することが発表された。

3 実施概要

- (1) 各防災気象情報(河川氾濫、大雨、土砂災害)を5段階の警戒レベルに合わせて発表
- (2) 情報名称そのものにレベルの数字を付けて発表
- (3) 警戒レベルを補足する情報として、顕著現象が発生または発生しつつある場合に『気象防災速報』を発表

4 今後について

- ・新たな防災気象情報に基づいて、警戒態勢の立ち上げ、避難勧告等の住民が取るべき情報の発信を行う。
- ・防災計画の修正、改訂版ハザードマップへの反映予定

○防災気象情報が変わります（令和8年5月29日運用開始）

警戒レベル	洪水等に関する情報			土砂災害	高潮	避難情報
	指定河川洪水	洪水害	浸水害			
5	氾濫発生情報	大雨特別警報（浸水害）		大雨特別警報（土砂災害）	高潮氾濫発生情報	災害発生情報
4	氾濫危険情報	（該当なし）		土砂災害警戒情報	高潮特別警報 高潮警報	避難指示（緊急） 避難勧告
3	氾濫警戒情報			洪水警報	大雨警報（土砂災害）	警報に切り替える可能性が高い 高潮注意報
2	氾濫注意情報	洪水注意報	大雨注意情報	高潮注意情報	避難行動確認	
1	早期注意情報					災害への心構え

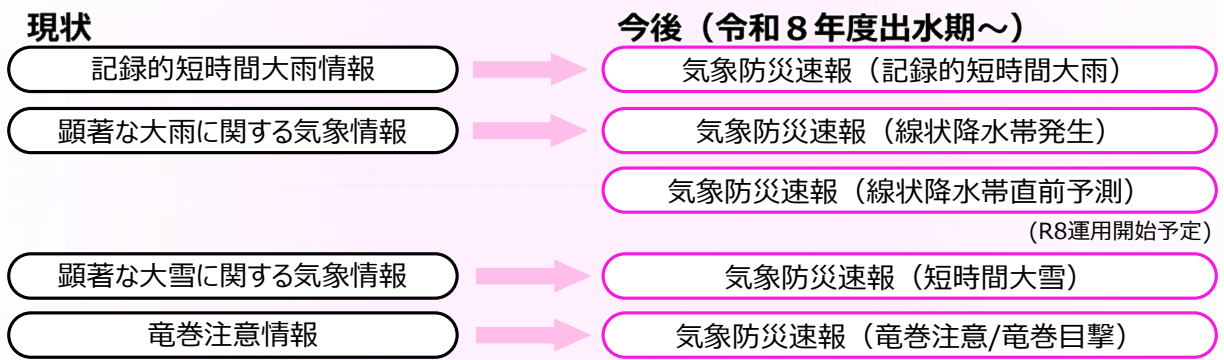
警戒レベル	河川氾濫	大雨	土砂災害	高潮	避難情報
	1級河川等の大河川の氾濫	低地の浸水や大河川以外の氾濫	急傾斜地がけ崩れや土石流	海水面の上昇や波打ち上げ浸水	
5	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報	命の危険、直ちに安全確保
＜警戒レベル4までに危険な場所から かならず避難！＞					
4	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報	危険な場所から全員退避
3	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報	避難に時間を要する人は早めに避難、避難の準備など（避難場所や避難ルート、避難のタイミングなど）
2	レベル2 氾濫注意情報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報	避難行動確認
1	早期注意情報				災害への心構えを高める

○主な変更点

- 防災気象情報（河川氾濫、大雨、土砂災害、高潮）を5段階の警戒レベルにあわせて発表。
- 対象災害ごとの情報として整理するとともに、**レベル4相当の情報として危険警報を新設**。
⇒ 避難勧告は廃止され、レベル4相当までに危険な場所から必ず避難する行動を取るよう指示。
- **情報名称そのものにレベルの数字を付けて発表**。（例：レベル4 大雨危険警報 等）
- レベル5相当情報については、**氾濫特別警報を新たに運用するとともに、氾濫通報も活用して運用**。

- 警戒レベル相当情報やそれ以外の警報等を補足する情報として、線状降水帯など**顕著現象が発生または発生しつつある場合に「気象防災速報」を発表**。
- 現在・今後の気象状況や災害発生の危険度の見通しなどを網羅的に解説する情報として、「気象解説情報」も適宜に発表。

気象防災速報 …… 極端な現象を速報的に伝える情報（府県単位でのみ発表）





地域おこし 協力隊募集!

空き家ナビ物件利活用推進

琴浦町は、年々増加する空き家の適正管理が行政課題となっています。
空き家相談窓口機能を強化し、専門性の高い業務を担っていただく
「地域おこし協力隊」を募集します。



空き家対策の
専門人材を
目指せる!



暮らしやすく
サポートが充実
しています!



起業・定住を
しっかり
バックアップ!



主な活動内容

空き家所有者のワンストップ相談窓口



- 空き家所有者の課題解決に向けた伴走支援
(利活用だけでなく除却なども含めた空き家対策全般のアドバイス)
- 建築、不動産売買、相続登記、税務などの専門知識の習得
(宅地建物取引士等の資格取得も目指す)

「空き家ナビ」登録推進



- 登録に向けた現地確認
- 不動産業者との連携
- 登録関係事務手続き
- 空き家ナビ登録に係る案内と周知
- 地域との連携による登録物件の掘り起こし

空き家流通促進に向けた企画立案と実施



- 空き家流通に係る町内業者とのネットワークづくり
- 空き家管理事業、サブリース事業等空き家収益化の検討
- 啓発冊子、セミナー開催など一般啓発活動

卒業後の動き(イメージ)



宅地建物取引士の資格を取得し、 空き家売買の仲介を行う

年々増加する空き家相談が、業者でも
手が回らない状況になりつつあるため、
町内業者と連携をとりながら空き家ナビ
登録から売買まで携わり、空き家の
利活用促進を図る。



空き家をリノベーションした シェアハウス・民泊などの 開業・運営



空き家を活用した コミュニティ拠点の運営

空き家をリノベーションしたコミュニティ
拠点の起業・運営(コワーキングスペース
やカフェなど)

募集人数

1名

任用形態・任期



会計年度任用職員

※活動に取り組む姿勢、成果などを
考慮して年度単位で更新することとし、
最長3年間まで延長可能。

給与・待遇



月額
211,800円
+ 期末勤勉手当

社会保険・厚生年金・健康保険・雇用保険

※各種保険料は給与から控除されます。

住居



町が用意または
自身で希望の住居を探すことも可能
※琴浦町内に居住していただきます
※光熱水費・通信費・燃料費等は自己負担
※住居の賃借料は町が一部補助します

勤務条件



週35時間勤務(7時間×5日)が基本
※状況に応じて時間外勤務の場合あり
休日：土日、祝日、年末年始
(12/29~1/3)
休暇：年次休暇、特別休暇
(夏季休暇、忌引等)

募集期間

令和8年
5月15日(金)~

令和8年
6月30日(火)まで

※郵送またはメールで受付

応募資格(主なもの)

- 18歳以上の方(令和8年4月1日現在)
- 三大都市圏をはじめとする都市地域などから、
琴浦町に住民票を移し、居住できる方
- 普通自動車運転免許をお持ちの方
- パソコン操作やSNSを活用した情報発信ができる方
- 任期終了後も琴浦町に定住し、起業しようとする
意欲のある方
- 地域住民や関係団体とコミュニケーションを図りつつ、
地域の活性化に貢献を持って活動できる方

選考の流れ



※選考時期への移動にかかる交通費は自己負担となります。

詳細ページはこちら



お問い合わせ
応募先

琴浦町役場 企画政策課 人口戦略推進室(担当:西村)
〒689-2392 鳥取県東伯郡琴浦町徳万591-2



0858-52-1708

受付時間/平日8:30~17:15



0858-49-0000



kikaku@town.kotoura.tottori.jp



(株)林養魚場グループ 第12回「ジャパン・レジリエンス・アワード(強
韌化大賞)」グランプリ受賞報告

農林水産課

1 概要

(株)林養魚場グループが第12回ジャパン・レジリエンス・アワードにおいて、グランプリを受賞されました。水産業としては初めての受賞であり、国内で初めて実用化されたサーモンの循環式陸上養殖が、先進性、波及性、持続性、継続性などの点で評価されました。

ジャパン・レジリエンス・アワードとは

次世代に向けたレジリエンス社会構築へ向けて強靱な国づくり、地域づくり、人づくり、産業づくりに資する活動、技術開発、製品開発等に取り組んでいる先進的な企業・団体を評価・表彰する取組。一般社団法人レジリエンスジャパン推進協議会の主催で、平成27年から行われている。

2 受賞者について

受賞者：株式会社林養魚場グループ

評価された技術：「レジリエントな日本の水産業へ向けて、日本初のサーモン循環式陸上養殖」

技術の概要：国内で初めて実用化したサーモンの循環式陸上養殖技術

近年消費が拡大しているサーモンは、大部分が輸入されている。

国内での養殖は海面養殖やかけ流しによる陸上養殖が行われているが、閉鎖環境における循環式陸上養殖とすることで、より安全で安定した供給を行うことができ、自然環境や国際情勢の変化に左右されにくい生産体制が評価された。

3 鳥取県知事への報告

グループ最大規模の養殖場を抱える琴浦町において、このたびの受賞は大変誇らしく、企業誘致の際に尽力していただいた鳥取県知事を(株)林養魚場グループ・林楨平会長と琴浦町長が4月24日に表敬訪問し、受賞の報告を行いました。



令和8年度 船上山さくら祭りの開催結果について

商工観光課

町の後援事業である令和8年度船上山さくら祭りの開催結果について報告する。

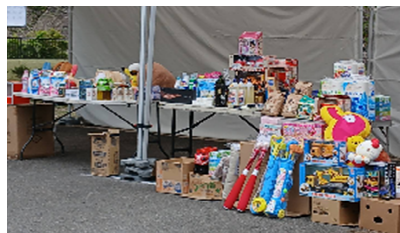
1 概要

NO	項目	内容
1	日時	・ 4月19日（日）10時00分～16時00分
2	場所	・ 船上山万本桜公園
3	内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ ステージイベント（ダンス、歌、チア等） ・ 飲食やおもちゃ等の出店（全21店舗） ・ 地元やまごく村によるお餅のふるまい（2回） ・ つどいの広場（船上山少年自然の家主催） ・ ビンゴ大会
4	集客数	・ 約3,500人
5	出店数	・ 21店舗
6	昨年との変更点	<ul style="list-style-type: none"> ・ モデルスタジオミュージックによる司会やステージイベント ・ ステージイベント用テントで雨天時も対応可能 ・ 寄付金募集開始（町からの補助金減のため） ・ お餅のふるまいは事前の整理券配布に変更 ・ R7:2,000人→R8:3,500人と大幅に来場者増加 ・ 喫煙所の設置による分煙化

2 当日の様子



▲ミュージック出演者



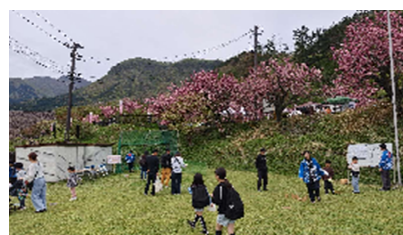
▲ビンゴ大会景品



▲オープニングイベント



▲出店・会場の様子



▲つどいの広場(自然の家)



▲もちつき(やまごく村)

不動産(土地)の取得について(報告)

商工観光課

1 趣旨

道の駅ポート赤碕「漁協直売センター」底地の取得について、土地売買契約書の締結を行ったことについて報告するもの。

2 土地の表示

住 所 琴浦町大字別所字女夫岩峯 250 番地 3
地 目 宅地
面 積 506.77㎡

3 契約内容

契約の相手方 赤碕町漁業協同組合 代表理事組合長 入江 孝伸
相手方住所 琴浦町大字赤碕1735番地先
売 買 金 額 7,095,000円
契約締結日 令和8年5月11日

4 その他

①支払日(権利移動日)
令和8年5月29日

②賃貸契約の締結について

今回購入した土地については、赤碕町漁業協同組合と土地賃貸契約を締結し赤碕町漁協協同組合が引き続き「漁協直売センター」として利用。



道の駅 ポート赤碕



漁協直売センター

一向平キャンプ場指定管理者の指定取り消しについて(報告)

商工観光課

1 趣旨

令和6年9月に指定管理者の指定を行った一向平キャンプ場の指定管理者の指定取り消しを行ったことについて報告するもの。

2 取り消しの対象となる指定管理者

指定管理者の名称	株式会社一向平キャンプ場 代表取締役 都築 法明
指定管理者指定日	令和6年9月26日(議会議決日)
指定管理者取消日	令和8年5月7日(指定解除申入日：令和8年5月7日)

3 取り消しの理由

琴浦町一向平キャンプ場の管理に関する基本協定書(令和7年4月1日締結)第37条第1項第4号に該当することによる

【琴浦町一向平キャンプ場の管理に関する基本協定書抜粋】

第37条 甲は、手続条例第11条の規定により、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、または期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとする。

(1)～(3) 略

(4) 自らの責めに帰すべき事由により乙から本協定締結の解除の申し出があったとき

(5) その他、甲が必要と認めるとき

4 取り消しにかかる根拠規定等

琴浦町公の施設にかかる指定管理者の指定手続き等に関する条例(平成18年条例第1号)第11条

(指定管理者の指定の取消し)

第11条 町長等は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

5 その他

①当面のキャンプ場の管理について

町が管理を行う。

管理にあたり電気料金等必要な経費を含めた補正予算を6月定例会にて上程予定。

②原状回復及び債権等に対する対応

弁護士と対応を協議中。

道の駅ポート赤碕旧ローソンポプラ跡地への出店について

商工観光課

令和8年1月31日に閉店した道の駅ポート赤碕のローソンポプラ跡地への出店テナントが決定したので、報告するもの。

(1) 出店テナント 株式会社OMOI(代表取締役 川村 諒志)

住所：鳥取市福部町湯山 2164 番地 657 サンコスモス 103 号

業態：菓子製造業

(2) 事業計画

予定店舗名：「Totto PURIN ポート赤碕店」

- ・地産地消にこだわったプリン専門店と 50 席のカフェスペースを展開。
- ・岸田牧場の牛乳や日本海の塩、地元の旬のフルーツを活かし、原材料の地域仕入れ率 30%以上を目指す。
- ・月替わりの新商品開発や徹底した衛生管理により、安全で持続可能な店舗経営を実現する。

▼Totto PURIN 店舗外観(鳥取砂丘店)



▼看板メニュー(砂プリン)



(3) 経過

項目	日時	備考
①公募開始	令和8年2月4日	締切：令和8年3月5日
②現地説明会	令和8年2月19日、25日	参加：3者
④第一次審査 (書類審査)	令和8年3月9日	応募：1者
⑤第二次審査 (プレゼンテーション)	令和8年3月24日	提案：1者
⑥審査結果発表	令和8年3月27日	

(4) オープン予定日

令和8年7月予定。

水道事業等評価委員会での審議内容について（経過報告）

上 下 水 道 課

1. 開催期日

第2回 令和8年2月27日（金）13時30分～15時20分

第3回 令和8年4月24日（金）13時30分～15時20分

2. 審議内容

(1) 水道利用の状況

- 総給水件数 6,763 件の大多数が「家庭用・一般」であり、給水管口径も家庭・一般用の 13mm が最も多くなっている。
- 利用者の約 6 割が月に 20 m³以下の使用量にとどまっており、最も多い層は 15 m³となっている。

(2) 建設事業の評価（更新見込み）

- 水道施設については多くが昭和中期以降に整備された施設であり老朽化が進行している。
- 管路については、令和 10 年頃と令和 30 年頃に更新時期が訪れると予測される。

(3) 経営の評価（経営状況）

- 給水人口の減少に伴い、有収水量が減少していくことが推測され、給水収益は、令和 45 年度までに平成 30 年度比で、45 年間で 25%減少すると予測される。
- 維持管理費などの上昇により、純利益が令和 8 年度以降赤字となることが予測される。
- 純利益の減少および更新需要の上昇により、これまで黒字分を蓄えてきた補填財源についても、令和 27 年度には資金残高がマイナスになると見込まれる。

(4) 水道料金等の評価（料金体系と収入構造分析）

- 使用料収入の 36%を固定収入である「基本料金」、残りの 64%を使用水量によって変動する「超過料金」であり、超過料金に依存。
- 給水人口の減少し、給水収益が減少する中、超過料金頼みの経営は非常に不安定であり、今後は基本料金の割合を高めていく検討が必要。

3. 料金改定率の検討

(1) 料金改定の背景

- 人口減少に伴う「給水収益の伸び悩み」、老朽施設の耐震化や災害対策に伴う「更新需要の増大」、旧簡易水道地域の統合による「管理範囲の拡大」が改定の背景となる。
- 補填財源を切り崩して運営を続けているが、数年以内には資金が枯渇し、安定供給が不可能になる見通しである。

(2) 料金改定率の検討（財政比較）

- 将来の経営健全性を維持するための 3 つのケースについて、50 年先までの長期シミュレーション結果をもとに議論を行った。
 - ① 従来 of 運用形態（工事費の 70%を企業債借り入れ）
 - ② 資金残高を現状の 4 億円の水準を維持
 - ③ 収益的収支の黒字化

○ 各ケースの比較

	料金改定率					企業債充当率	企業債残高
	R9	R14	R19	R24	R29		
① 従来の運用形態	117	117	118	118	118	一律 70%	10年で約2倍 50年で約4倍
② 資金残高現状水準維持	105	105	118	135	135	R50 から減少可能 70% ⇒ 50%	10年で約2倍 50年で約4倍
③ 収益的収支黒字化	130	115	115	115	118	20年ごとに減少可能 50% ⇒ 30% ⇒ 20%	50年間 約2倍を推移
	企業債残高対給水収益比率 (企業債残高/給水収益)					※ 企業債残高対給水収益比率 給水収益に対する企業債残高の割合であり、将来の返済負担の規模を示す指標。	
① 従来の運用形態	R13年に1000%超					分析の考え方 ・ 高すぎる場合:借入が多く、将来の料金負担が重くなる懸念がある。 ・ 低すぎる場合:必要な施設更新や投資が適切に行われていない可能性がある。	
② 資金残高現状水準維持	R10年に1000%超						
③ 収益的収支黒字化	1000%以下を推移						

① 従来の運用形態

- ・ 収益的収支は20年程度はプラスマイナス0付近を推移しているが30年以降はマイナスが大きくなることが推測される。
- ・ 工事費の70%を企業債で賄い続けることにより、将来的に借金が給水収益の1000%を超え、破綻リスクが高くなることが予測される。
- ・ R11以降営業費用・営業外費用が営業収入・営業外収入を上回り100%未満を推移

② 資金残高 現状水準維持

- ・ 直近の改定率は低いが、将来的に急激な値上げが必要となることが予測される。
- ・ 収益的収支は基本的にマイナス状態を推移
- ・ 企業債残高はR50までは工事費の70%を借り続けるため増加し、R10に企業債残高/給水収益が1000%を超える見込まれる。
- ・ R11以降営業費用・営業外費用が営業収入・営業外収入を上回り100%未満を推移

③ 収益的収支 黒字化

- ・ 収益的収支を常に黒字化させ、その利益を工事費に充てることで企業債への依存度を下げることが可能となる。
- ・ 企業債充当率はR9～50%、R29～30%、R59～20%と下がっていくため、企業債残高/給水収益が1000%以下の推移が予想される。
- ・ 経営指標で定める経常収支比率100%以上の確保が可能なる。

(3) 料金改定方針 (案)

- 基本料金の割合を、36%から45%程度を目指し、段階的に理想的な体系に近づけていく方針を確認した。
- 町の財政健全性を確保し、将来にわたり持続可能な水道事業を維持するため、「収益的収支を黒字とする案」をベースとして検討することが確認された。

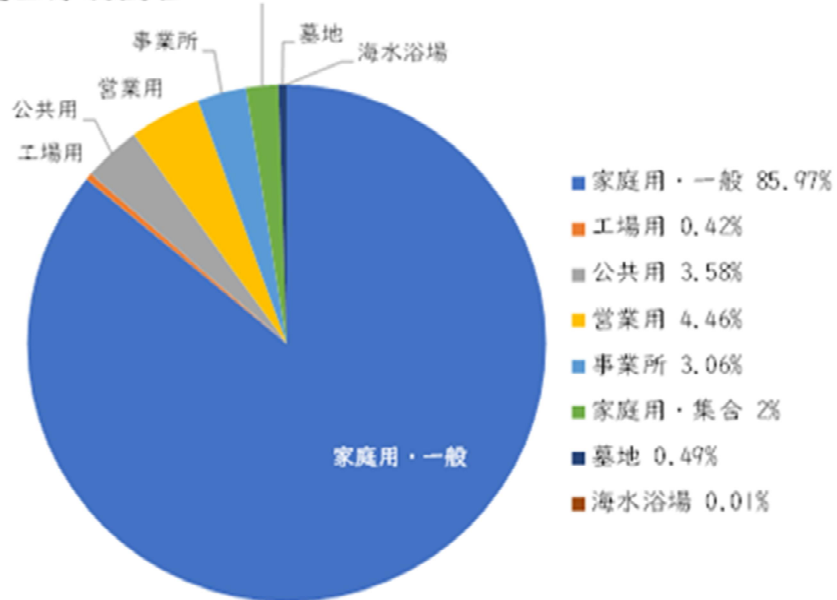
(4) 評価委員からの主な意見

- 経営を維持するために具体的に不足しており、どの程度の利益を上積みすれば可能なのか、明確な金額を示すべき。
- 将来の世代に責任を果たすためにも、この厳しい案を選択し、丁寧に説明を尽くすべき。

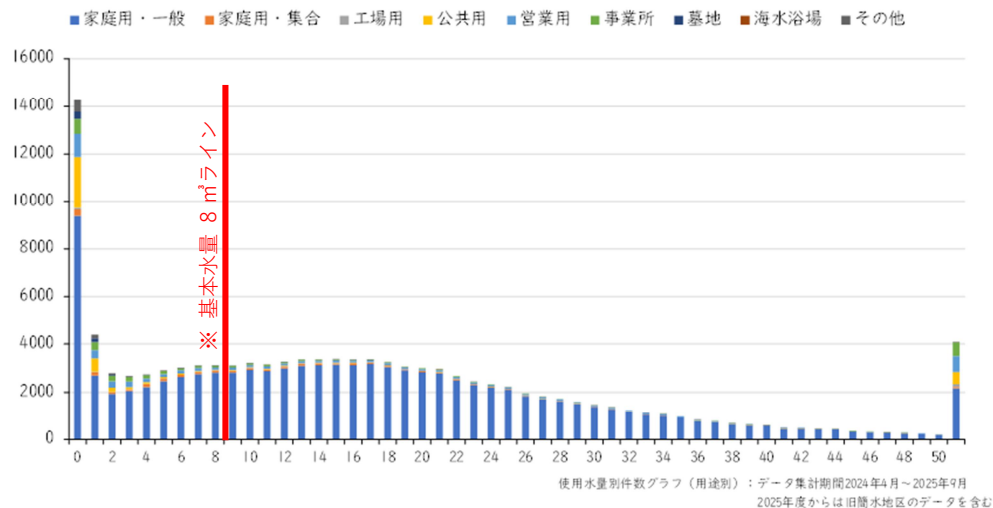
4. 次回の評価委員会

- (1) 時期 令和8年7月上旬を予定
- (2) 内容 具体的な料金単価(案)及び改定時期等

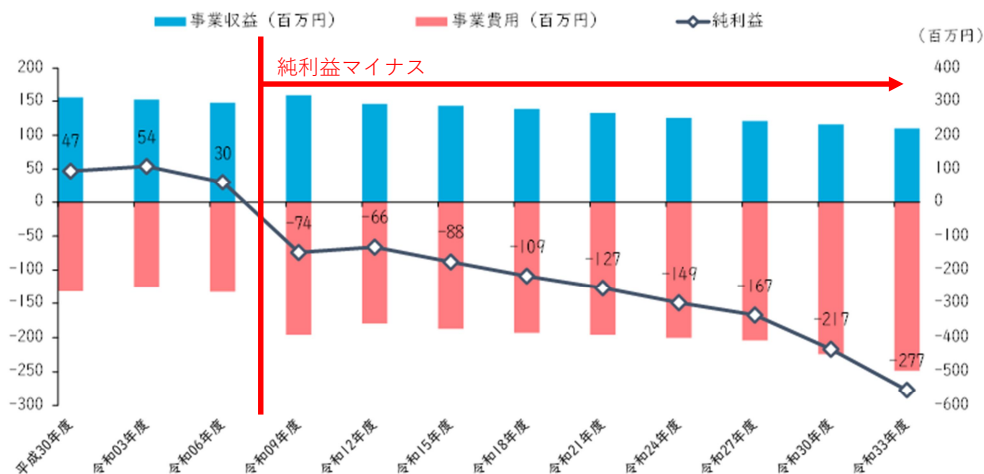
用途区分別割合



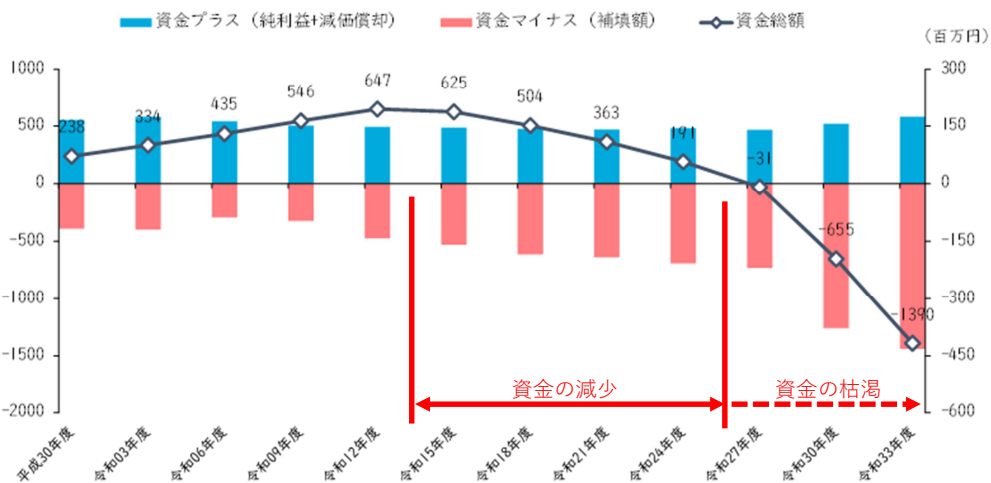
水道利用水量の分布(令和6年度)



純利益の見通し



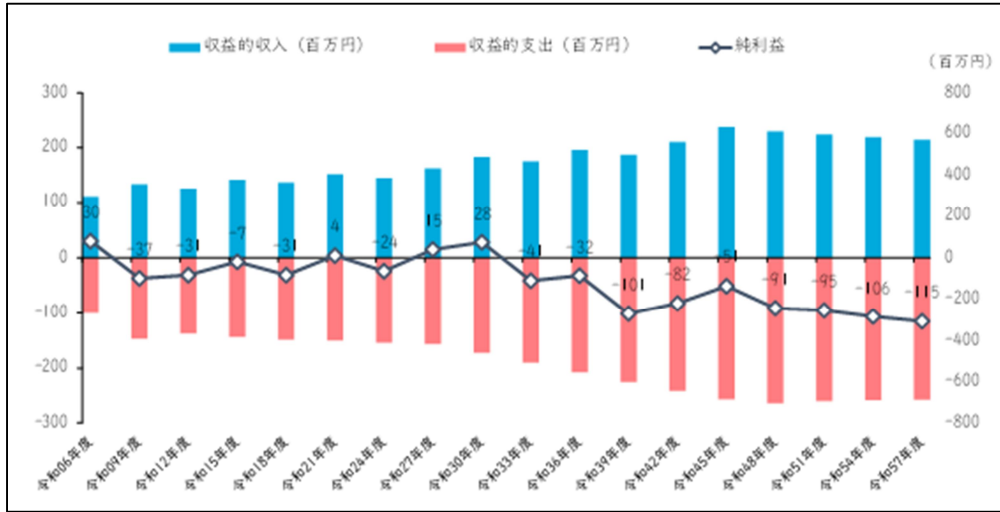
資金総額の見通し



ケース① 従来の運用形態（工事費の70%を企業債借入れ）

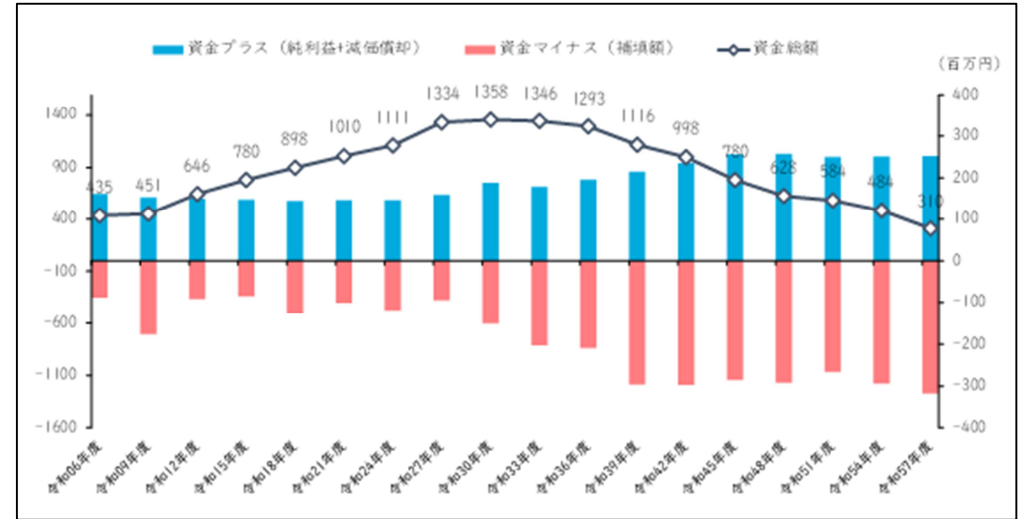
収益的収支の推移

○ 収益的収支は20年程度はプラスマイナス0付近となっているが30年以降はマイナスが大きいく



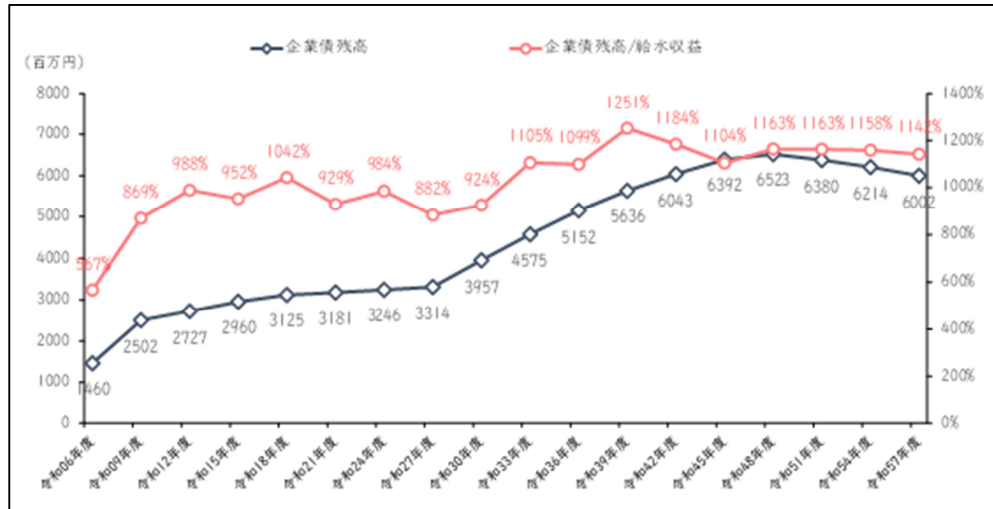
資金残高の推移

○ 資金残高が一時期13億となるが支出の増加に伴い減少



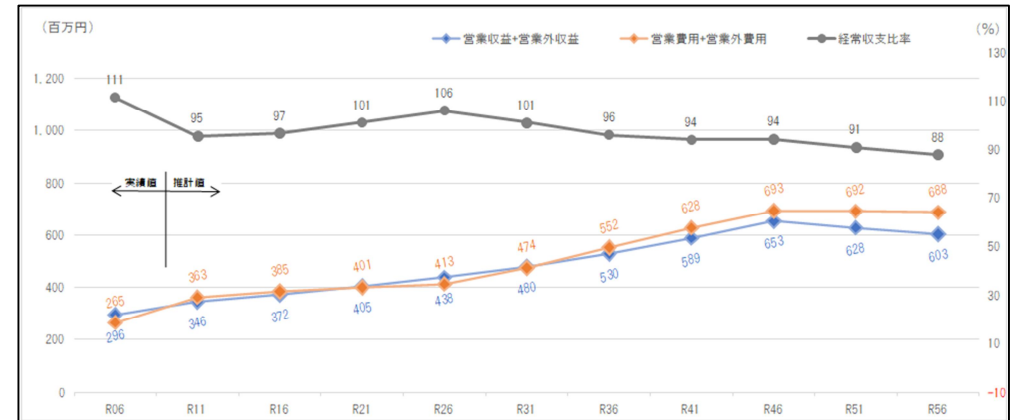
企業債残高の推移

○ 企業債残高は70%借り続けるため増加し、R13に企業債残高/給水収益が1000%を超える



経常収支比率の推移

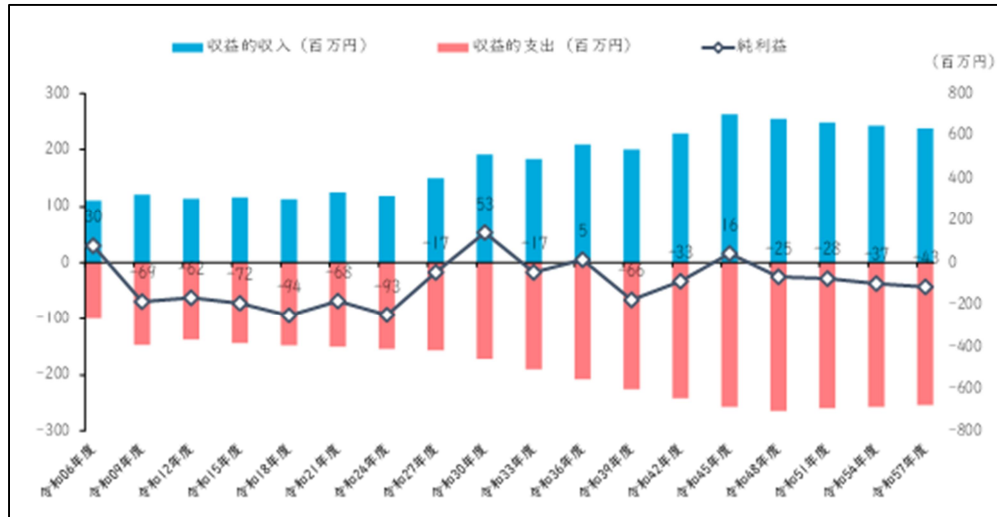
○ R11以降営業費用・営業外費用が営業収入・営業外収入を上回り100%未満を推移



ケース② 資金残高現状の水準（4億円）を維持

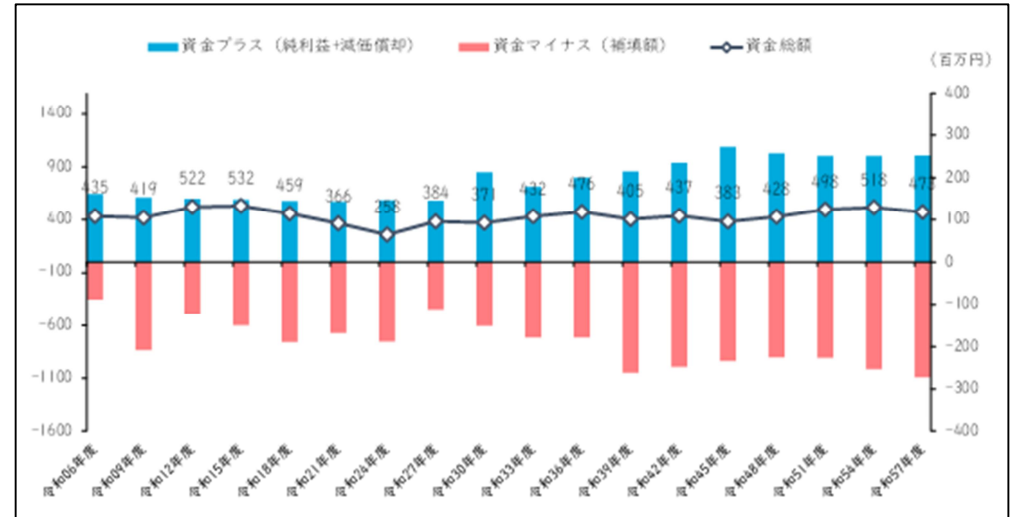
収益的収支の推移

○ 収益的収支は基本的にマイナス状態



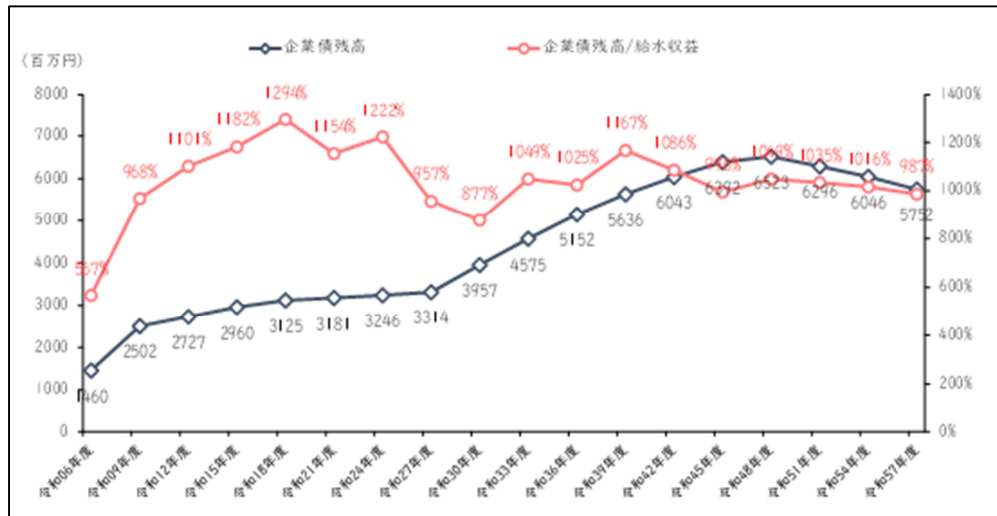
資金残高の推移

○ 資金残高は横ばい



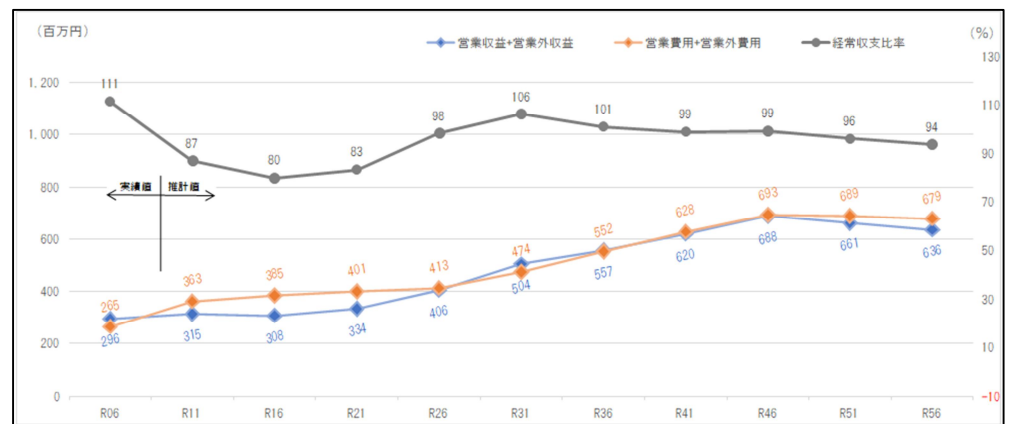
企業債残高の推移

○ 企業債残高はR50までは70%借り続けるため増加し、R10に企業債残高/給水収益が1000%を超える



経常収支比率の推移

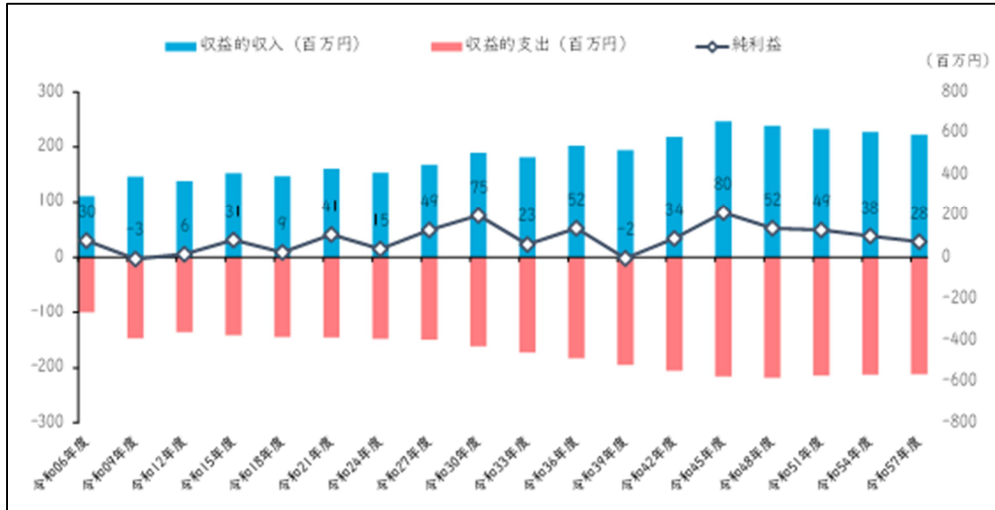
○ R11以降営業費用・営業外費用が営業収入・営業外収入を上回り100%未満を推移



③ 収益的収支の黒字化

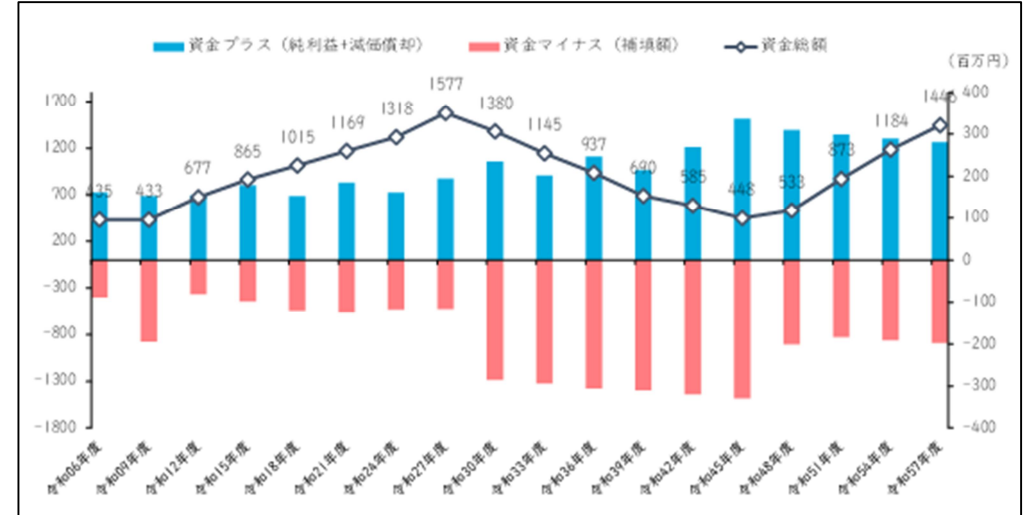
収益的収支の推移

○ 収益的収支を黒字化させ、その利益を工事費に充てることで企業債への依存度を下げることが可能



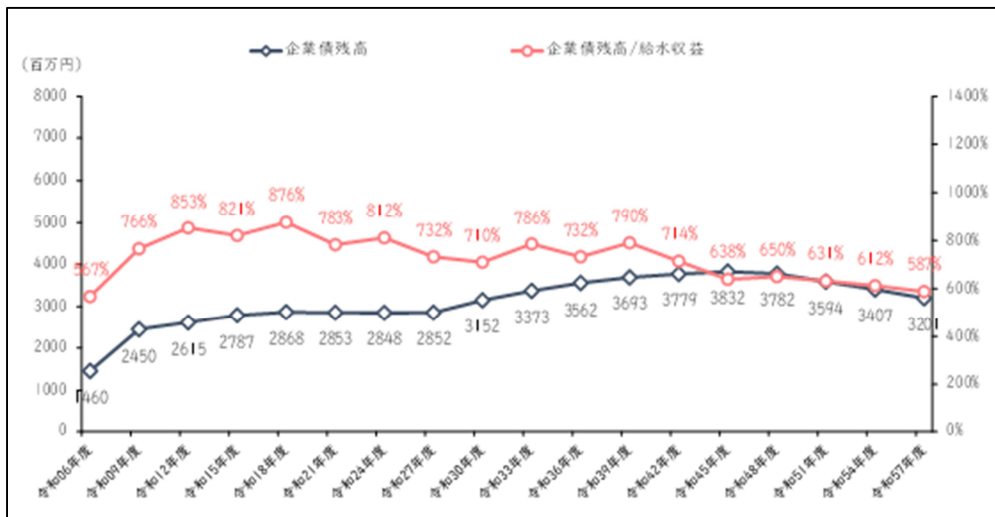
資金残高の推移

○ 資金残高は一時15億となるが支出の増加に伴い減少



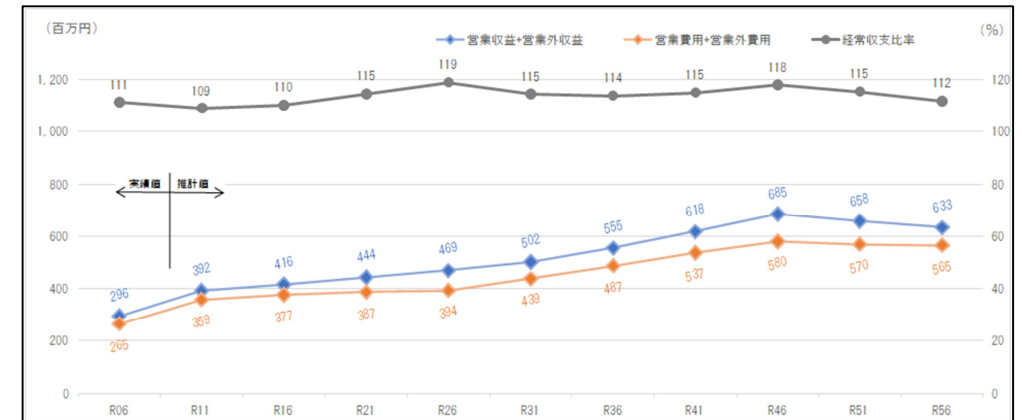
企業債残高の推移

○ 企業債充当率はR9~50%、R29~30%、R59~20%と下がっていくため、企業債残高/給水収益が1000%を超えることはない



経常収支比率の推移

○ 経営指標で定める100%以上の確保が可能





令和8年度

琴浦町小中学校一斉公開

地域とともにある学校づくりをめざして小中学校一斉公開を行います。
広く町民の皆さんにも学校の様子をご覧いただき、よりよい学校づくりに努めたいと考えます。

以下のとおり公開しております。当日、直接学校へおいでください。

日時 令和8年6月5日（金）
8時30分から12時30分まで

浦安小学校	(52-2404)	聖郷小学校	(52-3016)
八橋小学校	(52-2950)	赤碕小学校	(55-0506)
船上小学校	(55-0601)	東伯中学校	(52-2326)
赤碕中学校	(55-0002)		

問合せ先

琴浦町教育委員会 教育総務課 (52-1160)



琴浦町では「10秒の愛」を子育ての合い言葉にしています。
たかが10秒 されど10秒
10秒の愛は子どもたちを幸せにするのです

サッカー場の使用料について

社会教育課
総務課

1 趣旨

東伯総合公園内サッカー場の供用開始にあたり、使用料の設定を以下のとおりで予定している。あわせて、「琴浦町都市公園条例」の改正を6月議会にて上程する予定。

2 経過

令和5年度 サッカー場改修工事、夜間照明新設工事に係る設計業務
 令和6年度 夜間照明新設工事
 令和7年度 サッカー場改修工事、サッカー場観覧席改修工事、使用料の検討

3 使用料の内容（案）

（1） サッカー場及び夜間照明の使用料

利用者区分	利用範囲	サッカー場 (円/時間)	夜間照明 (円/時間)		備考
			全灯	半灯	
町内	全面	2,200 円	1,800 円	900 円	スポーツ少年団活動など、別途減免内規あり
	半面	1,100 円	900 円	450 円	
町外	全面	4,400 円	3,600 円	1,800 円	町外利用は、町内料金の2倍とする
	半面	2,200 円	1,800 円	900 円	

※現在の使用料 町内 660 円 町外 1,320 円

（2） 設定条件

以下アからウに示す経費の合計を耐用年数に応じた年間の経費を算出し、さらに年間の使用可能時間で割戻した経費を1時間当たりの原価として算出した。これに市場性や公益性を勘案（下表参照）しながら、負担割合を乗じて使用料を設定する。

- ア 改修事業に要した経費
- イ 施設の維持管理に要する経費（見込みを含む）
- ウ 更新に要する経費（見込み）

今回、サッカー場使用料は、「非市場的」「私益的」区分（負担割合 50%）として整理した。

また、第2次行財政改革プランに沿って予定している町全体の施設使用料の見直しにおいても、同様の考え方で算出していく方針。

負担割合の区分表

非市場的 ↑ 市場性 ↓ 市場的	50%	25%	0%
	75%	50%	25%
	100%	75%	50%
	私益的	← 公益性 →	公益的

(3) 県内他市町の状況

●米子市 弓浜コミュニティー広場

区分		単位	使用料	照明料
全面使用	一般	1時間につき	1,650円	全面 1,400円/30分 (2,800円/時間)
	中学生以下の生徒及び児童	1時間につき	820円	
部分使用 (少年用1面分)	一般	1時間につき	550円	半面 700円/30分 (1,400円/時間)
	中学生以下の生徒及び児童	1時間につき	270円	

●大山町 大山スポーツランド(チューブ) 人工芝グラウンド

使用区分	単位	使用料	照明料
一律	全面 1時間につき	3,500円	3,500円

備考 冬季期間の積雪中は利用不可(通常12月下旬~2月下旬)

●湯梨浜町 東郷運動公園 多目的広場

使用区分		単位	使用料	照明料
町内	一般、高校	全面 1時間につき	1,010円	1,520円
	中学生以下	全面 1時間につき	500円	
町外	一般、高校	全面 1時間につき	2,440円	3,660円
	中学生以下	全面 1時間につき	1,220円	

備考 東郷多目的広場の半面使用の場合は半額とする。

4 今後のスケジュール(案)

・令和8年6月

サッカー場観覧席改修工事完了(6/15工期)

6月議会にて「琴浦町都市公園条例」の一部改正について上程

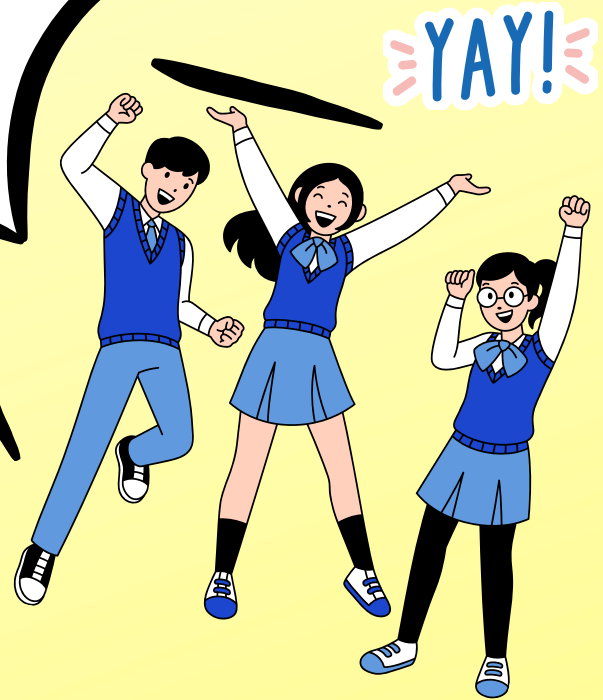
サッカー場竣工式、キックオフイベント実施(6/20)

改正後の使用料により供用開始(6/21~)

令和8年度 ことうら

中高生サークル 会員募集中!

やってみたいこと
ワクワクすること
やってみよう!



活動内容

みんなでやってみたいこと等を話し合い、実行してみます。

対象

琴浦町在住の中学生、高校生

活動日

令和8年6月～令和9年3月 年10回程度（土曜日午後予定）

※第1回を、6月6日(土)13:30～15:30に開催予定です。

まなタンこどもまつり(8月9日(日))で1コーナーを企画してみよう!!

活動場所

まなびタウンとうはく（琴浦町徳万266-5）

（会場変更の場合あり）

申込み

5月26日(火)までに、下の申込書を社会教育課（まなタン3階）
まで提出、又は下の二次元コードから申し込んでください。

電話52-1161



ことうら中高生サークルに参加します

学校名： _____ 学校、学年 _____ 年

氏名： _____

連絡先（電話）： _____

住所： _____

案内を郵送しますので、地番までお願いします

保護者名： _____

締切：5月26日（火）

こちらから
申込みできます

